

平成25年度
第1回 常総市文化芸術審議会

日時：平成25年10月4日(金)

午後2時

場所：生涯学習センター 会議室2

会 議 次 第

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 挨拶

4. 常総市文化芸術審議会委員・事務局自己紹介

5. 常総市文化芸術振興条例について

資料 1

6. 常総市文化芸術審議会規則について

資料 2

7. 文化芸術の振興に関する基本計画の諮問について

資料 3

8. 議 案

議案第1号 常総市文化芸術審議会，会長及び副会長の選出について

資料 4

議案第2号 常総市文化芸術審議会の運営方針（案）について

資料 5

議案第3号 常総市文化芸術審議会傍聴要領（案）について

資料 6

議案第4号 常総市文化芸術振興計画策定（案）について

資料 7

議案第5号 常総市文化芸術振興計画策定スケジュール（案）について

資料 8

議案第6号 常総市文化芸術に関するアンケート(案) について

資料 9

9. その他

10. 閉 会

○常総市文化芸術振興条例

平成24年6月15日

条例第14号

常総市は、市域のほぼ中央に一級河川の鬼怒川が、市域の東には小貝川、西には飯沼川が流れ、東部の低地部は広大な水田地帯となっており、西部の丘陵地には畑地や平地林が広がっています。かつては、これらの豊かな穀倉地帯を背景に鬼怒川の水運による水上交通路の要衝として常総地方の文化や経済の中心的な役割を果たしてきました。また、この豊かな自然環境は、心を豊かにするさまざまな文化活動を育み、地域に根ざした独自の文化芸術を形成してきました。

私たちは、この長い歴史の中で培われてきた多くの文化財産や伝統を受け継ぎ、より豊かなものにして次の世代に引き継いでいかなければなりません。

文化芸術は、豊かな人間性を育み、人生に生きがいや活力を与えるなど重要な要素の一つです。

私たちは、先人から受け継いだこの貴重な文化財産や自然を大切にしながら、市民一人ひとりが文化芸術を享受し、創造し、かつ発信することのできる文化芸術の香りあふれるまち、全ての市民が心豊かに暮らせるまちを目指し、ここに常総市文化芸術振興条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第4条の規定に基づき、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな市民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりの自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動を行う者（当該活動を

行う団体を含む。以下同じ。)の創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

- 3 文化芸術の振興に当たっては、市民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条各項に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、文化芸術の振興に関し、国、他の地方公共団体等との連携を図るとともに、市民、民間団体、事業者等との連携に努めるものとする。

3 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に基づき、自らが文化芸術の担い手であることを認識し、自主的かつ創造的な文化芸術に関する活動を行うことによって、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 市民は、文化芸術に関する活動について相互に理解し、尊重し合うように努めるものとする。

(民間団体等の役割)

第5条 民間団体及び事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として自主的に文化芸術に関する活動を行うとともに、市民の文化芸術に関する活動を支援することによって、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

とする。

(基本計画の策定)

第6条 市長は、第3条第1項の規定に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の保存、継承及び活用に関すること。
- (2) 文化芸術に関する活動を行う者の育成及び活用に関すること。
- (3) 市民が文化芸術に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供に関すること。
- (4) 文化芸術に係る環境の整備及び充実に関すること。
- (5) 前各号のほか文化芸術の振興に関し必要な事項

3 基本計画は、次条の常総市文化芸術審議会の意見を聴いて定めなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更（軽微なものを除く。）について準用する。

(審議会の設置)

第7条 市の文化芸術の振興を図るため、常総市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌事項)

第8条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する重要事項を審議する。

2 審議会は、文化芸術の振興に関し、市長又は教育委員会に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第9条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(審議会の委員)

第10条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 文化芸術に関する活動を行う者
- (3) 民間団体又は事業者の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号のほか市長が特に認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会議)

第11条 審議会の会議は、公開する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年水海道市条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

○常総市文化芸術審議会規則

平成25年2月21日

教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、常総市文化芸術振興条例（平成24年常総市条例第14号）第12条の規定に基づき、常総市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が欠けているときは、教育委員会教育長が招集し、会長又は副会長が選任されるまでの間その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(答申等)

第4条 会長は、市長又は教育委員会から文化芸術の振興に関する諮問を受けたときは、審議会における審議の結果を取りまとめ、答申しなければならない。

2 会長は、文化芸術の振興に関する審議会の意見を取りまとめたときは、市長又は教育委員会に建議するものとする。

(分科会)

第5条 審議会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

(分科会長)

第6条 分科会に分科会長1人を置き、分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

2 分科会長は、分科会の事務を掌理し、分科会の審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(分科会の会議)

第7条 分科会の会議は、分科会長が招集し、その議長となる。ただし、分科会長が欠けているときは、分科会に属する委員のうち会長が指名する者が招集し、分科会長が選任されるまでの間その議長となる。

2 第3条(第1項を除く。)の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条第4項中「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(常総市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

2 常総市教育委員会事務局組織規則(昭和50年水海道市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

平成25年10月 4日

常総市文化芸術審議会会長 様

常総市長 高杉 徹

文化芸術の振興に関する基本計画(案)の策定について (諮問)

常総市文化芸術振興条例（平成24年条例第14号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定に基づき、常総市文化芸術の振興に関する基本計画（案）の策定について、下記のとおり諮問します。

記

諮問理由

本市では、平成24年6月、市民の自主的かつ創造的な文化芸術に関する活動を尊重し、市民、民間団体、事業者等及び市が連携しつつ、魅力ある文化芸術の創造と発展を目指し、条例を制定したところです。今後、条例の基本理念等を踏まえ、先人から受け継いだこの貴重な文化財産や自然を大切にしながら、市民一人ひとりが文化芸術を享受し、創造し、かつ発信することのできる文化芸術の香りあふれるまち、全ての市民が心豊かに暮らせるまちを目指し、文化芸術の一層の振興を図るための施策を総合的に推進していく必要があります。

そのため、条例第6条第1項の規定に基づき、文化芸術の振興に関する基本計画策定にあたり、同条第3項の規定により、常総市文化芸術審議会の意見を求めるものです。

議案第1号

常総市文化芸術審議会，会長及び副会長の選出について

常総市文化芸術審議会規則第2条第1項の規定より役員を選出する。

会長 1名 ()

副会長 1名 ()

※ 規則抜粋

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き，委員の互選によりこれを定める。

2 会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代理する。

議案第2号

常総市文化芸術審議会の運営方針（案）について

1. 会議の公開について

- (1)常総市文化芸術振興条例（平成24年条例第14号）第12条の規定に基づき、審議会の会議は、公開で行うものとする。
- (2)会議は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴者の定員等を市ホームページに掲載し周知に努めるものとする。
- (3)公開の要領については、別に定める。

2. 会議録について

- (1)会議録作成については、要点を取りまとめて作成するものとする。
- (2)会議録への発言者欄は、会長、委員及び事務局等と表示するものとする。
- (3)会議録署名人は、会長及び参加委員1名が署名するものとする。
- (4)会議録は、公開するものとする。

3. 会議資料について

- (1)会議資料は、会議開催日2週間前も目途に各委員に配布するものとする。
- (2)傍聴者には、会議次第を配布するものとする。但し、その他の資料については、会長があらかじめ認めた場合は、会場入場時に貸与し、退出時に返還させるものとする。

議案第3号

常総市文化芸術審議会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、常総市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道機関席に分ける。

（傍聴人の定員）

第3条 一般席の傍聴人の定員は、その都度、会場の広さを勘案して審議会の会長が定める。

（傍聴の手続）

第4条 会議の傍聴希望者は、会議の開催時刻の30分前から10分前までの間（次項において「受付時間」という。）に定められた受付場所において自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴希望者の数が受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を定める。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの旗等を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類及び拡声器等を携帯している者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳児は、傍聴席に入ることができない。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議において議論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと。

- (3) 鉢巻き，腕章，たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れ，又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話，パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (7) 発言しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか，会議の秩序を乱し，又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 一般席の傍聴人は，傍聴席において写真，ビデオ等を撮影し，又は録音等をしてはならない。

3 報道関係者の写真撮影等は，会議の冒頭のみ許可する。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は，全て係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 審議会の会長は，傍聴人がこの要領に違反したときは当該傍聴人を制止し，これに従わないときは当該傍聴人を退場させることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか，会議の傍聴に関し必要な事項は，審議会の会長が別に定める。

附 則

この要領は，平成25年 月 日から施行する。

1. 策定趣旨

文化芸術は、市民の生涯を通じた学習活動の広がりにより、地域ぐるみのまちづくりを支える人づくりや創造性豊かな明日を担う子どもたちの育成とともに、地域文化が育まれ、人と文化づくりを実感でき人々のコミュニケーションを活発にする、文化芸術に関する取り組みの意義や重要性は、ますます高まっています。

常総市文化芸術振興計画では、市民一人ひとりが文化芸術を享受し、創造し、かつ発信することができる文化芸術の香りあふれるまち、全ての市民が心豊かに暮らせるまちを目指して策定するもので、市民との協働の基に推進します。

2. 対象となる文化芸術の範囲

常総市文化芸術振興計画において対象となる文化芸術の範囲は、音楽・美術・演劇などの芸術文化から、茶道や華道を始めとする生活文化、地域に根付く伝統芸能など幅広く捉えます。また、景観の形成に関する事項も含みます。

3. 計画期間

平成25年に策定した「健やかにひとを育みみどり豊かなまちづくりじょうそう」を将来都市像とした「常総市総合計画後期基本計画」の理念や方針を踏まえつつ、総合計画の後期基本計画と合わせ、平成29年度までとします。

はじめに、あなたご自身について、お伺いします（問1～問4）

問1 あなたの性別はどちらですか。（あてはまる数字に○をつけてください。）

1. 男性	2. 女性
-------	-------

問2 あなたの満年齢は次のどれに該当しますか。（平成25年4月1日現在）
（あてはまる数字に○をつけてください。）

1. 10～29歳	2. 30～39歳
3. 40～49歳	4. 50～59歳
5. 60～69歳	6. 70歳以上

問3 あなたの職種は次のどれに該当しますか。（パート・アルバイトの方も、該当する職種の数字に○をつけてください。）（○は1つ）

1. 農業・漁業（自営業・家族従業者）	2. 会社・工場・商店等の勤め人(契約,派遣含む)
3. 会社・工場・商店等を経営している人	4. 公務員・団体職員
5. 家事専業・家事手伝い	6. フリーター・パートタイマー等
7. 学生	8. 無職
9. その他（ ）	

問4 あなたのお住まいの地区は、どの中学校の通学区にあてはまりますか。
下表を参考にお選びください。（あてはまる数字に○をつけてください。）

1. 水海道中学校区	2. 鬼怒中学校区
3. 水海道西中学校区	4. 石下中学校区
5. 石下西中学校区	

中学校名	通学区
水海道中学校	水海道高野町・水海道天満町・水海道亀岡町・水海道本町・水海道元町 水海道栄町・水海道宝町・水海道諏訪町・水海道橋本町・水海道淵頭町 水海道森下町・水海道山田町・水海道川又町・小山戸町・相野谷町・中山町 平町・十花町・東町・大崎町・箕輪町・兵町・長助町・新井木町 地区
鬼怒中学校	上蛇町・福二町・三坂新田町・沖新田町・川崎町・中妻町・三坂町 地区
水海道西中学校	羽生町・大輪町・花島町・横曽根新田町・笹塚新田町・五郎兵衛新田町 大生郷町・大生郷新田町・伊左衛門新田町・豊岡町・坂手町・内守谷町 菅生町・大塚戸町 地区
石下中学校	若宮戸・原宿・小保川・本石下・新石下・大房・東野原・山口・平内 収納谷・館方・豊田・本豊田・曲田 地区
石下西中学校	岡田・国生・杉山・中沼・蔵持新田・蔵持・篠山・向石下・崎房・馬場 鴻野山・大沢新田・大沢・古間木沼新田・古間木・古間木新田・馬場新田 鴻野山新田・栗山新田・左平太新田・孫兵衛新田 地区

常総市の文化性について、お伺いします。（問5～問7）

問5 常総市は、文化的なまちだと思いますか。（あてはまる数字に○をつけてください。）

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 思う | 2. どちらからといえば思う |
| 3. あまり思わない | 4. 思わない |
| 5. わからない | |

問6 問5で「1. 思う」, 「2. どちらかといえば思う」と答えた方にお伺いします。
常総市が文化的なまちであると感じるところはどこですか。

（あてはまる数字に○をつけてください。）（○は3つ以内）

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 良質な文化芸術イベントが多数開催されている |
| 2. 文化芸術に関する市民の活動が活発である |
| 3. 文化芸術団体の自主的な活動が活発である |
| 4. 文化芸術活動に対する、企業の支援・協力が活発である |
| 5. 文化芸術活動に対する、行政による支援・協力が十分である |
| 6. まちなみや景観、施設の外観などが、文化的な雰囲気を感じさせる |
| 7. まちかどで、身近に芸術に触れることができる配慮がなされている |
| 8. 文化・教育施設が充実している |
| 9. 文化芸術に関する情報が得やすい |
| 10. 名所・旧跡などの見所が多い |
| 11. 伝統行事、祭り等の開催、市民参加が盛んである |
| 12. 伝統工芸、伝統芸能が数多く保存、周知されている |
| 13. その他（ |

問7 問5で「3. あまり思わない」, 「4. 思わない」と答えた方にお伺いします。
常総市が文化的なまちであると感じられないところはどこですか。

（あてはまる数字に○をつけてください。）（○は3つ以内）

- | |
|--|
| 1. 良質な文化芸術イベントの開催が少ない |
| 2. 文化芸術に関する市民の活動が活発でない |
| 3. 文化芸術団体の自主的な活動が活発でない |
| 4. 文化芸術活動に対する、企業の支援・協力が活発でない |
| 5. 文化芸術活動に対する、行政による支援・協力が十分でない |
| 6. まちなみや景観、施設の外観などが、文化的な雰囲気を感じさせない |
| 7. 彫刻の設置等、まちかどで身近に芸術に触れることができる配慮がなされていない |
| 8. 文化・教育施設が充実していない |
| 9. 文化芸術に関する情報が得にくい |
| 10. 名所・旧跡などの見所が少ない |
| 11. 伝統行事、祭り等の開催、市民参加が盛んでない |
| 12. 伝統工芸、伝統芸能の保存、周知が十分でない |
| 13. その他（ |

文化活動へのかかわりについて、お伺いします。(問8～問22)

(全ての方にお伺いします)

問8 文化芸術活動の発表や鑑賞等を行うことは、あなたにとって、どの程度重要なことだと思いますか。(あてはまる数字に○をつけてください。)

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1. 重要である | 2. どちらからといえば重要である |
| 3. あまり重要ではない | 4. 重要ではない |

問9 ご自身で演じたり、作ったり、描いたり等の文化芸術に関する創作、発表等の活動をしていますか。

(あてはまる数字に○をつけてください。)

- | | |
|------------|----------------------|
| 1. 活動している | 2. 過去にしていたが、現在はしていない |
| 3. 活動していない | |

問10 問9で「1. 活動している」、「2. 過去にしていたが現在はしていない」と答えた方にお伺いします。それはどのような活動ですか。

(あてはまる数字に○をつけてください。)(○はいくつでも可)

- | | |
|------------------------|------------|
| 1. 小説 | 2. 詩 |
| 3. 短歌 | 4. 俳句 |
| 5. 川柳 | 6. クラシック音楽 |
| 7. 合唱 | 8. ジャズ・ロック |
| 9. 歌謡曲 | 10. 邦楽 |
| 11. 民謡 | 12. 詩吟 |
| 13. 絵画 | 14. 彫刻 |
| 15. 工芸(陶芸, 漆芸, 金工, 染色) | 16. 写真 |
| 17. 手芸 | 18. デザイン |
| 19. 書道 | 20. 華道 |
| 21. 茶道 | 22. 日本舞踊 |
| 23. 歌舞伎 | 24. 能 |
| 25. 文楽 | 26. 落語・漫才 |
| 27. 演劇 | 28. ミュージカル |
| 29. バレエ | 30. ダンス |
| 31. 映画 | 32. 囲碁・将棋 |
| 33. カラオケ | 34. 盆栽・園芸 |
| 35. その他 () | |

問11 問9で「1. 活動している」、「2. 過去にしていたが現在はしていない」と答えた方に、活動の取組についてお伺いします。

(あてはまる数字に○をつけてください。)

- | |
|------------------------------------|
| 1. 文化芸術により生計を維持している, 又は維持していた |
| 2. 教室等で文化芸術活動の指導を行っている, 又は指導を行っていた |
| 3. 団体やサークルで仲間とともに活動している, 又は活動していた |
| 4. 教室等で文化芸術活動の指導を受けている, 又は受けていた |
| 5. 個人で趣味として活動している, 又は活動していた |

問12 問9で「1. 活動している」、「2. 過去していたがが現在はしていない」と答えた方にお伺いします。活動をはじめるときかけとなった理由はなんですか。

(あてはまる数字に○をつけてください。) (○は1つ)

1. 知人から誘われた
2. コンサートや展覧会を鑑賞して興味を持った
3. 書籍、雑誌、テレビ番組などから情報を得て興味をもった
4. 家族、親族が活動していた
5. その他 ()

問13 問9で「3. 活動していない」と答えた方にお聞きします。現在、創作、発表の活動をしていない最も大きな理由はなんですか。

(あてはまる数字に○をつけてください。) (○は1つ)

1. 活動する時間がない
2. 多額の費用がかかるため
3. 身近に参加したい活動がない
4. 同じ活動をする仲間が見当たらない
5. 文化活動に参加するための必要な情報がどこにあるのかわからない
6. 興味がない
7. その他 ()

(全ての方にお伺いします)

問14 今後活動したいと思う分野は何ですか。

(あてはまる数字に○をつけてください。) (○はいくつでも可)

- | | |
|------------------------|------------|
| 1. 小説 | 2. 詩 |
| 3. 短歌 | 4. 俳句 |
| 5. 川柳 | 6. クラシック音楽 |
| 7. 合唱 | 8. ジャズ・ロック |
| 9. 歌謡曲 | 10. 邦楽 |
| 11. 民謡 | 12. 詩吟 |
| 13. 絵画 | 14. 彫刻 |
| 15. 工芸(陶芸, 漆芸, 金工, 染色) | 16. 写真 |
| 17. 手芸 | 18. デザイン |
| 19. 書道 | 20. 華道 |
| 21. 茶道 | 22. 日本舞踊 |
| 23. 歌舞伎 | 24. 能 |
| 25. 文楽 | 26. 落語・漫才 |
| 27. 演劇 | 28. ミュージカル |
| 29. バレエ | 30. ダンス |
| 31. 映画 | 32. 囲碁・将棋 |
| 33. カラオケ | 34. 盆栽・園芸 |
| 35. その他 () | |

問15 過去1年間で文化芸術の鑑賞活動を行ったことがありますか。

(あてはまる数字に○をつけてください。) (○は1つ)

1. はい

2. いいえ

問16 問15で「1. はい」と答えた方にお伺いします。鑑賞した内容は何ですか。

(あてはまる数字に○をつけてください。) (○はいくつでも可)

1. 小説

2. 詩

3. 短歌

4. 俳句

5. 川柳

6. クラシック音楽

7. 合唱

8. ジャズ・ロック

9. 歌謡曲

10. 邦楽

11. 民謡

12. 詩吟

13. 絵画

14. 彫刻

15. 工芸(陶芸, 漆芸, 金工, 染色)

16. 写真

17. 手芸

18. デザイン

19. 書道

20. 華道

21. 茶道

22. 日本舞踊

23. 歌舞伎

24. 能

25. 文楽

26. 落語・漫才

27. 演劇

28. ミュージカル

29. バレエ

30. ダンス

31. 映画

32. 囲碁・将棋

33. カラオケ

34. 盆栽・園芸

35. その他 ()

問17 問15で「2. いいえ」と答えた方にお伺いします。鑑賞しなかった最も大きな理由はなんですか。

(あてはまる数字に○をつけてください。) (○は1つ)

1. 鑑賞する時間がなかった

2. 料金が高額だった

3. 興味のある催しの情報を事前に得ることができなかった

4. 興味のある催しかなかった

5. 文化芸術に興味がない

6. その他 ()

(全ての方にお伺いします)

問18 今後、鑑賞したいと思う分野について、お伺いします。

(あてはまる数字に○をつけてください。) (○はいくつでも可)

1. 小説	2. 詩
3. 短歌	4. 俳句
5. 川柳	6. クラシック音楽
7. 合唱	8. ジャズ・ロック
9. 歌謡曲	10. 邦楽
11. 民謡	12. 詩吟
13. 絵画	14. 彫刻
15. 工芸(陶芸, 漆芸, 金工, 染色)	16. 写真
17. 手芸	18. デザイン
19. 書道	20. 華道
21. 茶道	22. 日本舞踊
23. 歌舞伎	24. 能
25. 文楽	26. 落語・漫才
27. 演劇	28. ミュージカル
29. バレエ	30. ダンス
31. 映画	32. 囲碁・将棋
33. カラオケ	34. 盆栽・園芸
35. その他 ()	

問19 ここ1年間で利用されたことのある文化施設(市の施設に限らず、県や民間施設も含む)について、お伺いします。

(あてはまる数字に○をつけてください。) (○はいくつでも可)

◆市内	
1. 常総市生涯学習センター	2. 常総市立図書館
3. 水海道風土博物館坂野家住宅	4. 水海道公民館
5. 常総市勤労青少年ホーム	6. 豊岡公民館
7. 菅原公民館	8. 大花羽公民館
9. 三妻公民館	10. 五箇公民館
11. 大生公民館	12. 坂手公民館
13. 内守谷公民館	14. 菅生公民館
15. 常総市青少年の家	16. 常総市地域交流センター
17. 常総市民俗資料館	18. 石下中央公民館
19. 石下西公民館	20. 石下文化センター
21. 岡田文化センター	22. 横曽根集会所
23. 中三坂集会所	24. 石下集会所
◆市外	
1. つくば市ノバホール	2. つくば国際会議場(エポカルつくば)
3. つくばカピオ	4. つくばエキスポセンター
5. 筑波宇宙センター	6. 下妻市民会館
7. 下妻市立図書館	8. 下妻市千代川公民館
9. 八千代町中央公民館	10. 坂東市民音楽ホール(ベルフォーレ)
11. 結城市民文化センター(アクロス)	12. 守谷市文化会館
13. 守谷中央図書館	14. 茨城県民文化センター
15. 茨城県近代美術館	16. ミュージアムパーク茨城県自然博物館
17. その他 ()	

(全ての方にお伺いします)

問20 常総市内の文化施設の設置状況について満足していますか。

(あてはまる数字に○をつけてください。) (○は1つ)

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 満足している | 2. どちらからといえば満足している |
| 3. あまり満足していない | 4. 満足していない |
| 5. わからない | |

問21 問20で「3. あまり満足していない」, 「4. 満足していない」と答えた方にお伺いします。その理由は何ですか。

(あてはまる数字に○をつけてください。) (○は1つ)

- | |
|--------------------------|
| 1. 施設の数が少ない |
| 2. 身近に利用可能な施設がない |
| 3. 施設の設備や器具が古く、内容に対応できない |
| 4. 本格的な美術館・博物館施設がない |
| 5. その他 () |

(全ての方にお伺いします)

問22 常総市主催の文化行事のうち、この2年間で参加(発表、鑑賞のいずれか)行事は何ですか。(あてはまる数字に○をつけてください。) (○はいくつでも可)

- | | |
|------------|---------------|
| 1. コンサート | 2. 子ども映画会 |
| 3. 長塚節文学賞 | 4. 篠山木挽き唄全国大会 |
| 5. 坂野家お月見会 | 6. 常総ふるさとまつり |
| 7. 市民文化祭 | 8. 公民館まつり |
| 9. その他 () | |

文化に関する情報取得の状況について、お伺いします。(問23~問25)

問23 文化に関する情報を主にどこから得ていますか。

(あてはまる数字に○をつけてください。) (○は3つまで)

- | | |
|------------------|-------------|
| 1. 市広報 | 2. ちらし、ポスター |
| 3. テレビ、ラジオ(CMほか) | 4. インターネット |
| 5. 新聞・雑誌 | 6. 地域情報誌 |
| 7. その他 () | |

問24 あなたは、文化に関する情報が十分に得られる状態にあると思いますか。

(あてはまる数字に○をつけてください。) (○は1つ)

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 思う | 2. どちらかといえば思う |
| 3. あまり思わない | 4. 思わない |
| 5. わからない | |

問25 問24で「3. あまり思わない」, 「4. 思わない」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。下欄に記入ください。

--

文化によるまちづくりに向けた今後の取り組みについて、お伺いします。

(問26～問28)

(全ての方にお伺いします)

問26 常総市を文化的なまちにするために、市の担うべき役割をどのように考えますか。

(あてはまる数字に○をつけてください。) (○は3つまで)

1. 振興計画等常総市としての文化芸術の方針を策定し市民に示す
2. 良質な文化芸術イベントを招聘、開催し、鑑賞の機会を提供する
3. 民間の創造性、活力を最大限活用し、官民協働で、活発に事業展開していける体制を検討していく
4. 文化芸術施設の一層の整備、充実を図る
5. 文化芸術活動への資金援助
6. 文化芸術に関する、広報支援、情報提供
7. 文化芸術に関する功労者の顕彰を行う
8. 文化財、伝統芸能の保護ならびに周知広報
9. その他 ()

問27 常総市を文化的なまちにするために、市民の担うべき役割をどのように考えますか。

(あてはまる数字に○をつけてください。) (○は3つまで)

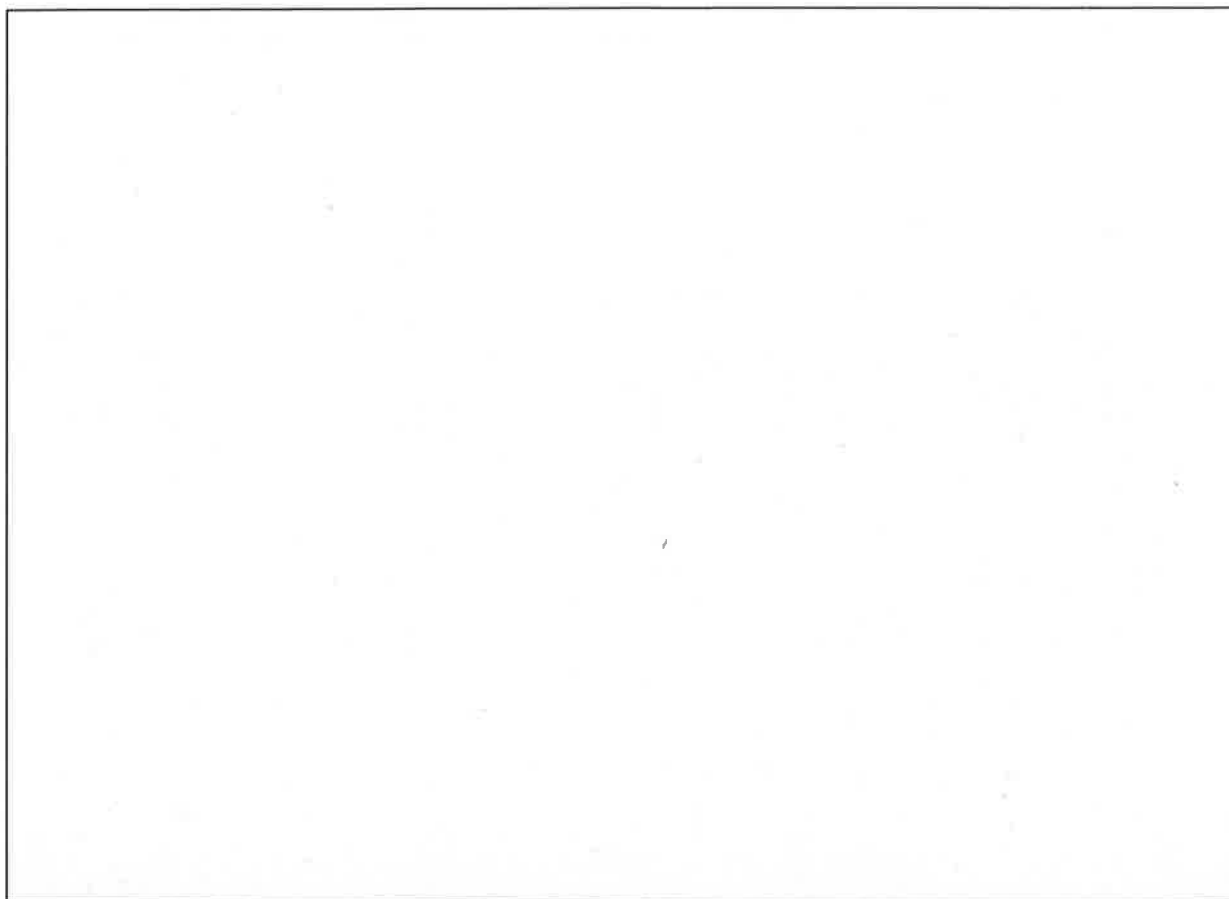
1. 文化振興のためのアイデアの提供
2. 文化振興を目的とした資金提供、募金
3. 文化財や伝統芸能のボランティアによる継承活動
4. 文化芸術イベント運営へのボランティア参加
5. 市内外への情報発信
6. 文化芸術の誘致、開催
7. 文化芸術活動の鑑賞機会提供
8. 子どもたちへ文化芸能活動を伝える教室等の開催
9. ボランティアによる野外文化施設の清掃
10. その他 ()

問28 文化によるまちづくりのうち、特に次世代を担う子どもへの人材育成の推進のために、具体的に重視すべき取り組みは、何だとお考えですか。

(あてはまる数字に○をつけてください。) (○は3つまで)

1. さまざまな文化芸術事業を実施し、鑑賞の機会を増やす
2. 一流の芸術家の作品や公演を鑑賞したり、学ぶことができる機会を提供する
3. 地域で文化活動をしている人と一緒に活動できる機会を提供する
4. 主体的に参画し、創造するための機会を提供する
5. 文化芸術事業を鑑賞したり、活動に参加する場合、費用の負担を軽減する
6. 子どもや学生などへの文化事業について、広報の充実を図る
7. その他 ()

最後に、常総市の今後の文化芸術振興について、お考え、ご要望がございましたら、自由にお書きください。



ご協力ありがとうございました